

総務委員会会議録

日時 令和4年3月9日(水) 開会時間 午前10時00分
閉会時間 午後1時50分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 副委員長 流石 恭史
委員 望月 勝 向山 憲稔 久保田松幸 卯月 政人
土橋 亨 佐野 弘仁 永井 学

委員欠席者 委員長 渡辺 淳也

説明のため出席した者

総務部長 市川 康雄 総務部理事 渡邊 雅人
総務部理事(次長事務取扱) 入倉 博文
総務部次長(人事課長事務取扱) 染谷 光一 財政課長 高橋 直人
税務課長 植村 武彦 資産活用課長 小澤 浩 庁舎管理室長 坂村 裕輔
行政経営管理課長 眞田 健康 市町村課長 古屋 登士匡 情報政策課長 高橋 義徳
防災局長 山本 盛次 富士山火山防災監(火山防災対策室長事務取扱) 関 尚史
防災危機管理課長 小林 靖 消防保安課長 伊藤 公仁
会計管理者 末木 憲生 出納局次長(会計課長事務取扱) 風間 浩
管理課長 後藤 恵里子 工事検査課長 白倉 英紀
県議会事務局次長(総務課長事務取扱) 瀧本 勝彦
人事委員会事務局長 秋元 達也 人事委員会事務局次長 小高 和也
代表監査委員 中澤 和樹 監査委員事務局長 山岸 正宜
監査委員事務局次長 丸山 正雄

議題(付託案件)

- 第2号 山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例中改正の件
- 第4号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第5号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件
- 第6号 山梨県職員の育児休業等に関する条例中改正の件
- 第7号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第8号 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例及び山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取

引の適正化に関する法律関係手数料条例中改正の件

第37号 包括外部監査契約締結の件

請願第2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて

(調査依頼案件)

第21号 令和4年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金、並びに第6条歳出予算の流用

第23号 令和4年度山梨県災害救助基金特別会計予算

第26号 令和4年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

第27号 令和4年度山梨県県税証紙特別会計予算

第28号 令和4年度山梨県集中管理特別会計予算

第30号 令和4年度山梨県公債管理特別会計予算

第156号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件について、第23号、第26号、第27号、第28号、第30号は原案に賛成すべきものと決定した。

第21号の採決については、他の歳出予算の審査を終了する必要があることから、他の歳出予算の審議終了後に採決を行うこととされ、また、第156号の採決については、第21号議案の審査を終了する必要があることから、第21号議案の審議終了後に採決を行うこととされた。

請願について、第2-3号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員長不在のため、副委員長が委員長の職務を務めることとされた。次に、午前10時00分から午後1時50分まで、途中、午前11時28分から午前12時59分まで休憩をはさみ、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係について審査を行った。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

※第21号 令和4年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、

第5条一時借入金、並びに第6条歳出予算の流用

質疑

(地震被害想定調査費について)

望月委員 防の3ページにあります地震被害想定調査費についてお伺いします。まず、現在調査をしているということで、先ほどの説明にもありましたけど、この調査はライフラインや建物等の倒壊等の調査という説明がありました。その中で、この調査の進捗状況についてお伺いします。

小林防災危機管理課長 本年度は、地震被害想定調査の検討委員会を3回開催いたしまして、地震工学や地質学などの分野の有識者の専門的知見に基づく意見を踏まえながら、被害を想定するための基礎となるデータの収集や分析を行うとともに、想定地震の設定や震源モデルの作成などを行っているところであります。

今回の調査におきまして、本県の身延断層につきまして、平成29年に政府の地震調査研究推進本部が主要活断層として追加をしましたことから、想定地震に含めることを検討しているところでございます。今月末に本年度の調査について取りまとめを行う予定でございます。

望月委員 ありがとうございます。今の報告のとおり、調査委員会を3回行ったということですが、この中に身延断層ですか、峡南地域のこれからの地震対策に非常に重要なことであります。日ごろの備えがなければ、こうしたものの対策というものができないと思うんです。この身延断層について、調査を含めて進めていくということですが、これらの現状を教えてくださいと思います。

小林防災危機管理課長 身延断層は、地震に含めて検討しているところでございまして、これをまとめまして、さらに来年度は、こういった今年度の検討を踏まえまして、人的な被害とか建物の倒壊とか水道や電力などのライフラインの被害や火災など、県民生活に大きな影響を及ぼす被害の予測を行うとともに、減災対策の検討を行うこととしております。

これは身延断層につきましても、地震損害として設定することを予定しておりますので、身延断層に起因する地震発生に伴う被害想定につきましても、人的な被害や建物の被害、ライフラインの被害等の予測、想定を実施する予定であります。

望月委員 ただいまの御説明いただきまして、身延断層等の検証、そうしたものをこれからの会議の中で進めていくということですが、昨年の8月29日に中部横断道も山梨ー静岡間が開通しました。こうした身延断層の発生がありますと、せつかくの高速道路などの交通網の体系、また経済的、社会的にも大きな被害が出るんじゃないかと思うんですけど、そこを含めた中で、南海トラフ、特に東海沖地震等の関係もございまして、そうしたものに連関するような状況等も連携をとりながら、調査をしっかりとお願いいた

令和4年2月定例会総務委員会会議録
します。その辺については、どういう調査を行っていきますか。お願いいたします。

小林防災危機管理課長 本年度と来年度に調査を行いまして、結果が出ましたら、市町村や国やライフラインなどの防災関係機関と共有する中で、地域防災計画などへの反映をしてみたいと思います。

また、これを踏まえまして、住民の方々や関係機関による防災訓練の実施を始めまして、県民への普及啓発や地域防災リーダーの育成、また、ハード面やソフト面の地震対策の検討など、いろいろな面から取り組みを行うことで、本県の地震防災対策の充実強化を図っていきたくと考えております。

望月委員 ありがとうございます。最終的にはこれからの調査、また、そうした対策等も防災の関係でやっていくとは思いますが、特に地元市町村、それから住民の皆さん、そういうところと共有できるものは共有していただいて、速やかにそうした情報を提供していただきますようお願いいたします。

(防災拠点等再編・整備事業費について)

卯月委員 同じく防の3の防災拠点等再編・整備事業費についてでありますけれども、説明の中に、再編・整備はわかるんですけども、「消防防災航空基地の整備手法等を検討」とありますが、この事業についてはどんな内容か、初めに聞きたいと思えます。

伊藤消防保安課長 防災航空拠点といたしまして、消防防災航空基地の機能強化を図るための事業でございます。強化を図るために最適な手法の検討を行うものでございます。

想定していますのは、民間の資金、経営能力、技術能力を活用し、効率的かつ効果的に整備を行うPFIによる整備手法を中心に調査検討を行うことを想定してございます。

卯月委員 説明はわかりましたけども、では、この防災拠点の再編・整備のあり方について、今後どのように検討していくのか、もう一度聞きたいと思えます。

小林防災危機管理課長 防災拠点の再編・整備につきましては、平成14年に本県の防災拠点の基本的な考え方や必要な機能の整備の方向性を示します県防災拠点整備基本構想を策定いたしました。平成14年の策定から20年近くが経過をしております、この拠点を取り巻く環境も変化をしております、見直しを図る必要があります。今回の見直しは、先ほどの地震被害想定調査の結果を踏まえるとともに、今度新たにリニア中央新幹線の開業も踏まえまして、県の防災体制の充実に向けまして、その基本となる再編・整備を検討するものでございます。

卯月委員 ありがとうございます。初めにもちょっと触れましたけども、この中に消防防災航空基地の整備等ということがありますが、この検討というのは、具体的に教えていただきたいと思えます。

伊藤消防保安課長 具体的に検討いたしますのは、まずは整備、強化をするための整備手法について検討を行うというためのものございまして、これは民間の調査機関等に委託を行って、その内容を検討するものでございます。

卯月委員 先ほどのお答えの中にPFI方式で検討ということでしたけども、このメリットはどのようなものでしょうか。

伊藤消防保安課長 PFI事業につきましては、設計、建設、維持管理、運営といった業務を一括で発注いたしまして、性能を満たしていれば細かな手法は問わない、いわゆる性能発注方式というものが採用されてございます。これは民間のノウハウを幅広く生かすことができますことから、費用を抑えた中で、より質のよいサービスの提供が期待できるものと考えてございます。

卯月委員 場所は、日本航空学園を利用するとお聞きしていますが、相手側の理解は得られているのでしょうか。

伊藤消防保安課長 現在、航空隊の航空基地は、日本航空学園の敷地内でございます。日本航空学園とは定期的に情報交換等を行いまして、基地についての意見交換を交わしているところでございます。今後もこういった情報交換、意見交換を通じまして、県の方針への理解を求めていきたいと考えてございます。

卯月委員 ありがとうございます。御案内のとおり、近年、異常気象が普通になりつつあって、災害といえますか、風水害、自然災害が頻発して、激甚化にある傾向にあると思います。県民の生命と財産を守って、被害を最小限に食い止めていくためには、やはり心構えも大事だし、こういった施設の整備も非常に重要かと思っておりますので、今後も防災拠点の整備にしっかりと強化を図っていただきたいと思っております。答えは結構です。

(歳入の地方消費税の減額について)

向山委員 何点かお伺いをします。まず、歳入の部分で1点お伺いしたいんですけども、この地方消費税が昨年比でいくと大幅な減額になっています、この理由についてお伺いします。

植村税務課長 地方消費税につきましては減額の要因でございますが、地方消費税のかかるところ、かからないところという中で、例えば、輸出したところには地方消費税がかからないということございまして、そういった中で、令和4年度につきましては、企業の業績回復に伴う輸出の増ですとか、あと設備投資の増ということの見込みもございまして、その分の還付ということ。

また地方財政計画におきまして、地方消費税につきましては、譲渡割というのと貨物割というところがございまして、その譲渡割の伸び率につきまして、地方財政計画につきましてもマイナスになってございます。貨物割はプラスになっておるわけなんですけども、本県、譲渡割のウエートが非常に高いところがございまして、このマイナスも要因に

令和4年2月定例会総務委員会会議録
なっております。そんな形で令和4年度の地方消費税の額を見込んだところでござい
ます。

向山委員 承知しました。輸出の部分の関係もあるということなんですけど、22億円以上の減
額という、全体の県民税とかほかの部分の増収分を見込んだ中でもかなり影響がある
と思うんですけど、そこら辺の影響は、どの程度出てくるものなんでしょうか。

高橋財政課長 先ほど税務課長から説明させていただいたとおり、地方消費税については、地方財政
計画などを踏まえて減の見込みとしておりますが、実際の税収については、年度が進ん
でいくまでは見通しが不透明な状況でございます。

ただ、県税全体としては、特に法人二税の伸びによりまして税収は増になる見込みで
すので、歳入の全体像としては、きちんと確保ができていくというものと考えてござい
ます。

向山委員 承知しました。ありがとうございます。次に補正のときもちょっとお伺いしたんです
けども、総の12ページのやまなし教育環境・介護基盤整備基金積立金は、来年度、6
億7,872万3,000円ということなんですけど、今年度が当初段階で3億3,000万
円余りで、かなり大幅に増額をしていますけども、先ほど説明がありましたけど、改めて
この積立金の中身について、どの部分から繰り入れているのかをお伺いします。

高橋財政課長 この基金につきましては、原資としては主に大きく2つでございます。1点目が電気
事業会計からの繰入金、これが1.4億円でございます。2点目が法人県民税の法人税割
の超過課税分でございます。こちらが5億3,800万円余を見込んでございます。こ
の超過課税分については大きく伸びているというところでございます。

向山委員 先ほど歳入のところもあつたと思うんですけど、超過課税分がふえた分を大体どの程
度、この基金に積み立てることになるんでしょうか。

高橋財政課長 超過課税分の全体でございます。全てをこの基金に積み立てているというものでござ
います。

向山委員 法人税でふえた分をこの教育と介護に重点施策ということで積み立てているというこ
とを確認できました。実際に昨年度中は、介護保険の給付費の県負担金と少人数教育の
推進事業費ということで、それぞれ金額を分けたと思うんですけど、この6億7,800万
円余りについては、どのような割合で介護保険と少人数教育で割り当てる予定でしょ
うか。

高橋財政課長 これは基金でございますので、歳入と歳出は切り離して考えるべきものだと思っ
てございます。歳入につきましては、先ほど申し上げた2つの要素、電気事業会計の繰入金
と法人税割の超過課税分のこの2つを積み立てていくもの。そして歳出については、少

令和4年2月定例会総務委員会会議録
人数教育と、そして介護について、それぞれ所要額を支出をしていくものでございます。

今御質問があった趣旨は、歳出についてどのような動向かということかと思っておりますので、その部分についてお答えをいたしますと、少人数教育の導入、少人数学級の設置に係る経費につきましては、今年度、令和3年度が2億2,700万円、来年度、令和4年度が4億4,700万円と見込んでございます。続いて、介護待機者ゼロに向けた県の負担金につきましては、3年度が900万円、来年度が5,800万円と見込んでございます。

向山委員 承知しました。これは、1学年30.5人ぐらいの教員の人数がふえるということで、平均給与とすると大体2億2,000万円程度が1学年でふえるということであれば、今年度分、新しく導入をする少人数学級が小2からということの金額でいけば、4億4,000万っていう、その人数分が当たるのかなと今承知をしました。

(県有資産の収益力向上の取り組みによる財源について)

当初予算ですので、来年度分についてはここではお伺いをしませんけども、もう一点、知事が昨年2月定例会で、この基金を最初創設した際におっしゃっていましたが、県有資産の収益力向上の取り組みによる財源というのは、今年度この部分は計上されていないということでしょうか。

高橋財政課長 御指摘のとおりでございます。令和4年度分の積立金におきましては、県有資産の高度活用分については、計上してございません。

向山委員 補正予算の際にも議論ありましたが、不動産鑑定やり直しによって収益力向上、あるいは土地価格、貸付料の増額というものを見込まれている中で、この収益力の向上の部分はこの積立金の中に取り込まなかった理由は、どういうことなんでしょうか。

高橋財政課長 土地の貸付料につきましては、まだ全ての案件について予算計上できているものではございませんので、増収分については、当初予算では見込んでいないという状況でございます。

向山委員 そうすると、一応確認なんですけども、ある程度今は見通しが立っていないと。収益分というのは立っていないけども、確実に賃貸借人からその増額分を受け取ることができたならば、その差額の増額分をこの積立金に充てるというような方針で今いるという認識でよろしいでしょうか。

高橋財政課長 御指摘のとおりでございます。県有資産の高度活用によって得られた果実については、この基金にきちんと積み立てて、教育や介護に活用してまいりたいと考えてございます。

向山委員 この項目については、最後1点お伺いするんですけど、6億7,800万円以上のこ

令和4年2月定例会総務委員会会議録
れだけの積立金額、先ほど言った使い道とか用途については、総務部が中心になって各担当課とやりとりをする中で支出内容を決めていくという、これはどのようなスキームになっているのか確認したいと思います。

高橋財政課長 この基金の用途としましては、御説明申し上げたとおり2点でございまして、少人数教育の推進と介護待機者ゼロに向けた取り組みのこの2つとなっておりますので、必要な額をきちんと計上していくと、こういったルールでございます。

向山委員 承知しました。ぜひ県の施策としても、少人数教育、介護待機者ゼロというのは重要施策だと思いますので、この入りの部分と出の部分を県民の皆さんにもわかりやすく、また説明ができるような形で、一番の課題となっているのは、この財源の部分であると思いますので、引き続き来年度予算内でも適切に行っていただければと思います。

(県有資産高度運用等検討事業費について)

総の27ページですけども、県有資産高度運用等検討事業費とありますが、この事業について、具体的にいつからスタートして、どのような内容かをお伺いします。

小澤資産活用課長 令和3年度から高度活用について検討するという事で、令和3年度中に県民資産創造会議ということで枠組みをつくりまして、この中で検討を進めることとしているものでございます。

現状を申し上げますと、この創造会議の枠組みの中にそれぞれ専門委員会というものを立ち上げまして、現在、県有資産高度活用専門委員会のほか、県有施設の専門委員会及び企業局の企業財産についての専門会議、3つの専門委員会を立ち上げることでございます。

現状それぞれ、庁内でございますけれども、検討を進めているところでございます。来年度につきましては、この庁内での検討の結果を踏まえて、さらに専門家もしくは専門の機関の調査及び検討などを進めてまいりたいということで、予算を計上しているところでございます。

向山委員 調査検討という中でいくと、令和3年度もこれは、事業者さんが請け負ってやっているということでよろしいでしょうか。

小澤資産活用課長 令和3年度につきましては、調査委託は、先日の補正予算の際に繰越明許を御承認いただきまして、来年度中の完成になりますが、県有施設のネーミングライツ、こちらについて調査を委託しているところでございます。

向山委員 この県有施設のネーミングライツというのは、具体的には、今年度中にこの検討事業費の中で、ある程度専門機関で検討した内容の結果を受けて決定をしていくような形なのか、また、今、何施設ぐらい検討しているのか、もしわかればお伺いします。

小澤資産活用課長 令和4年度中に検討結果をいただきまして、それについて、さらにその実施に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

すいません、施設についての調査は、全ての施設について調査をさせていただくことになっております。ただ、実際には、具体的に調査の内容としまして、今いろいろな施設は、実は常時ネーミングライツを募集しているところではあります。事業者さんなどのお声を伺いますと、大体どのくらいの金額で申し出ればいいのかということがはっきりしない中で、なかなか手が挙げにくいというようなお言葉もありましたので、主立った施設について標準的な金額といたしますか、ネーミングライツ料というのを設定するための基礎資料として調査を委託しているものでございます。実態調査の対象施設の件数についてですが、年間利用者がおおむね10万人を超えて、ネーミングライツ導入の効果が期待できる施設として、小瀬スポーツ公園の武道場やアイメッセ山梨、富士川クラフトパークなど全14施設、こちらについて、他県の同種同様の施設等の調査を踏まえたネーミングライツ料の水準をお示しいただく内容となっております。

向山委員

承知しました。先ほどの基金の部分にもかかわってくる収益力向上にもつながってくる部分だと思いますので、この986万円余りの予算も適切に運用していただいて、収益向上に努めていただければと思います。

(訟務管理費について)

総の34でありますけども、訟務管理費1,279万9,000円ということで、昨年度の当初予算は2億円を超える予算で減額の修正案が通ったということでもありますけども、その一昨年と比べても500万円以上の減額になっているということでもあります。昨年度中に指針の訴訟代理人、あるいは顧問弁護士の報酬に対する着手金等の指針、報酬に関する指針が示されたと思いますが、それを踏まえて1年間やってみて、1億4,300万の専決処分は別として、経費の圧縮が見込めたということで、これは減額になっているのでしょうか。減額の理由をお伺いします。

眞田行政経営管理課長 令和3年度から定めました指針に基づきまして、訴訟が提起された場合においては、個別に訴訟代理人契約を締結いたしまして、着手金をお支払いし、裁判の結果に応じまして成功報酬をお支払いするという形式になってございます。その中で、令和2年度から3年度に持ち越されている訴訟案件もございます。それは指針上においても、従前の取り扱いとするということで、顧問契約の全体の中で訴訟代理人の業務を担当していただいていたという経過がございます。

令和2年度から3年度に持ち越された訴訟案件につきましては、順次完了してございまして、その分の訴訟代理人業務としての経費というものは、順次落ちてくるという形になっておりまして、今回の減額につながっているという形でございます。

向山委員

承知しました。訴訟が終了しているものもあるということで、その減額だと認識をしました。来年度中、顧問契約は何名の弁護士の先生と結ぶ予定で計上されていますでしょうか。

眞田行政経営管理課長 本年度と同様に、3名の先生と顧問契約を締結する予定になってございます。

向山委員 来年度中の案件にしても、例えば、個々の案件として訴訟が提起された場合は、補正でその都度、その訴訟に関連をする報酬金、あるいは着手金というような形で計上していくという方針でよろしいでしょうか。

眞田行政経営管理課長 現在の指針に基づきまして、案件が生じたごとに契約締結しなければならないということになってございますので、その都度、予算をお願いするという形の運用になると考えております。

向山委員 承知しました。常に県当局の皆さんにおきましては、最小の経費になるように御尽力いただいていると思いますけど、昨年度の専決処分についての賛否もあったことも踏まえて、専決等でなく議会の場での議論を経て予算計上をされるように、ぜひ御留意をいただければと思います。

(ネットワーク運用管理費について)

最後に1点、総の44ページ、ネットワーク運用管理費について、県庁の職員の皆さんも1人1台パソコンの運用が全体的に大きく広がっていく中で、セキュリティーに関しては十分に気をつけなきゃいけないなと思いますが、この中でのインターネット接続の9,738万円の自治体情報セキュリティクラウド移行事業とありますが、この県庁内が取り扱う情報等について、個人情報も含めたサイバーセキュリティーについてのお考えについて、予算の中でお伺いします。

高橋情報政策課長 情報セキュリティーにつきましては、昨年12月に総務省の勧めに応じまして、インターネット接続環境に変えたところでありまして、テレワーク環境でも確実なセキュリティーを確保できるような体制としております。

向山委員 専門性の求められる部分もあると思いますし、セキュリティクラウド移行事業ということで、この予算計上がされていると思いますが、今答弁いただいたテレワークを初め、県庁外でも持ち出し、あるいはいろいろな部分で運用をするところがあると思いますので、その際のセキュリティー対策は十分に気をつけていただきたいです。

残念なことに市川三郷の教員の方の個人情報の流出のような案件もあった。あれもどちらかという、個人の部分での犯罪行為ということで立件されましたけども、情報化が進むと、さらにそういった危険性も大きくなってまいりますので、そうした部分の運用も十分に気をつけて、予算を十分に活用して対策をとっていただければと思いますので、お願いいたします。

討論 なし

採決 採決については、他の歳出予算の審査を終了する必要があることから、他の歳出予算の審議終了後に採決を行うこととされた。

※第23号 令和4年度山梨県災害救助基金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第26号 令和4年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第27号 令和4年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第28号 令和4年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第30号 令和4年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第156号 令和4年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額並びに同条第2項歳入各款

質疑 なし

討論 なし

採決 採決については、第21号議案の審査を終了する必要があることから、第21号議案の審議終了後に採決を行うこととされた。

※第2号 山梨県部等設置条例及び山梨県防災会議条例中改正の件

質疑

(男女共同参画・共生社会推進統括官について)

向山委員 男女共同参画・共生社会推進統括官ですけども、これ部局的にはグループとするのか課とするのかというのは、どのような整理をされてますでしょうか。

眞田行政経営管理課長 男女共同参画・共生社会推進統括官につきましては、部局と同じ並びの組織とすることになっております。

向山委員 イメージとすると、この統括官の下に何々課っていうような課がつくようなイメージでよろしいのでしょうか。

眞田行政経営管理課長 現在、条例等でお示しするのは、長の直近下位の組織等までとなっております。その下の課や室というところで現在検討を重ねているところでございまして、最終的には3月末にお示しするような形になっております。

向山委員 男女共同参画を取り組んでいる団体の皆さんとか、興味関心がある方々のお話を聞くと、課があるかないかっていうのは、都道府県の中で見ると1つのポイントになって

令和4年2月定例会総務委員会会議録
いるようでして、グループとか統括官っていうだけで、そこで終わるんじゃないくて、ちゃんと男女共同参画の課という形でしっかり持っていることが各都道府県の姿勢を高めるといふか、そういう見方をされるような部分があるらしいので、そうしたところの意見も踏まえながら、担当課と調整をしながら、ぜひ検討していただきたいと思います。

眞田行政経営管理課長 男女共同参画につきましては、いろんな議論を踏まえまして、特にその推進について、特に注力すべきものであるという認識でございます。

今回、男女共同参画・共生社会推進統括官でございますが、部局と同じ並びの組織となります。現在、男女共同参画につきましては、県民生活総務課の一担当の中で行っているものを今回部局と同じ並びの組織を設けまして、さらに推進するということですので、組織面についても、さらに充実強化が図られるという認識でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第4号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第5号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件

質疑

(不妊治療休暇について)

向山委員 対象は不妊治療を受ける御本人ということによろしいのでしょうか。奥様が受ける場合の旦那さんとかではなくて、受ける本人、男女は関係ないと思うんですけど、男性の場合の不妊治療も当たるかと、本人の休養かどうか、その確認だけさせてください。

染谷総務部次長 不妊治療の場合は、採卵だけではなくて、採精もするというのもございますので、それは両方ということでございます。

向山委員 男女もそうなんですけど、それとこの対象になるのは御本人、治療を受ける御本人だけということでもいいんですよね。その配偶者、御夫婦の場合は旦那さんだったり奥さん

令和4年2月定例会総務委員会会議録
だったりっていうところの部分ではなくて、治療を受ける本人の休暇ということによろしいですか。

染谷総務部次長 先ほど申しましたとおり、卵子だけではなく精子のほうも必要となりますので、それはお互いということでございます。

向山委員 そういう意味ではなく、すみません。質問がわかりづらくてすみません。男女ではなくて、奥さんが治療を受けるとき、旦那さんではなくて、奥さんのほうの休養だけってことでいいんですよね。奥さんが不妊治療を受けるときに、男性が休暇をとるってことはできなくて、奥さんの休暇の部分だけということによろしいですか。

流石副委員長 同伴者ってことですね。

向山委員 同伴者の部分も入るのかどうか。

染谷総務部次長 先ほど来申し上げておりますけれども、精子の採取というのも必要になると思うんですけれども。

向山委員 ちょっと違うんです。

流石副委員長 同伴者ということでもいいんですか。

向山委員 そう、同伴者です。

染谷総務部次長 それは治療にかかわらない場合ということですか。

向山委員 そうです。

染谷総務部次長 女性だけが行けばいいというときのことを言っている？

向山委員 そうです。

染谷総務部次長 すみません、そこは確認をさせていただきたいと思いますが、基本は治療に必要な人の休暇になります。

向山委員 のみですね。わかりました。

流石副委員長 よろしいですか。

向山委員 わかりました。治療に必要な人だけってことでわかりました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第6号 山梨県職員の育児休業等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第7号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第8号 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例及び山梨県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第37号 包括外部監査契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願2-3号 国に対し「消費税率5%への引き下げを求める意見書」の提出を求めることについて

意見

永井委員 この件について、継続審査とする立場から意見を申し上げます。日本の将来のため、少子化対策や社会保障の充実を図るためには、全国民に広く薄く負担していただくことが必要であると考えられますが、一方で、逆進性となる消費税がよいのかとする意見もあることから、慎重に検討する必要があります。したがって、本請願については、継続審査とすべきであると考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

その他 ・3月10日の午前11時から、まずスポーツ振興局関係の審査、次に総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行うこととされた。なお、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査について、所管事項まで終了していることから執行部の出席は関係者のみとされた。

以上

総務副委員長 流石 恭史